

幕別町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町ふるさと寄附条例 (平成20年 9月25日 条例第35号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) パークゴルフの振興に関する事業</p> <p>(2) ナウマン象記念館の整備に関する事業</p> <p>(3) 頑張る農業を応援する事業</p> <p>(4) 未来を担う子どもたちを守り育てる事業</p> <p>(5) 地域で支え合う健康・福祉に関する事業</p> <p>(6) 地球にやさしい行動を推進する事業</p> <p>(7) 定住・移住を促進する事業</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が前条の目的のために必要と認める事業</p> <p>第3条～第8条 略</p>	<p>○幕別町ふるさと寄附条例 (平成20年 9月25日 条例第35号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) パークゴルフの振興に関する事業</p> <p>(2) ナウマン象記念館の整備に関する事業</p> <p>(3) <u>未来のオリンピック選手を育てる事業</u></p> <p>(4) 頑張る農業を応援する事業</p> <p>(5) 未来を担う子どもたちを守り育てる事業</p> <p>(6) 地域で支え合う健康・福祉に関する事業</p> <p>(7) 地球にやさしい行動を推進する事業</p> <p>(8) 定住・移住を促進する事業</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が前条の目的のために必要と認める事業</p> <p>第3条～第8条 略</p>